

平成30年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表中「積雪荷重によつて生ずる力」の後ろに「（短期に生ずる力の積雪時の状態以外の長期および短期の各応力度を計算する場合は、市長が定める方法により計算した積雪荷重によつて生ずる力）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

建築物の構造計算について、国土交通省告示の一部改正に伴う積雪荷重の割り増しを一定の場合に適用しないで応力度を計算することとするため